

平成22年12月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成22年12月10日（金） 午前9時30分

2 出席委員

齋藤道子	委員長
森武洋	委員
三浦溥太郎	委員
三塚勉	委員
永妻和子	委員（教育長）

3 出席説明員

管理部長	原田恵次
管理部総務課長	秋本丈仁
管理部教育政策担当課長	大川佳久
管理部教職員課長	高橋淳一
管理部学校管理課長	藤田裕行
生涯学習部長	外川昌宏
生涯学習部生涯学習課長	平澤和宏
生涯学習部学校教育課長	中山俊史
生涯学習部学校保健課長	飯島幸夫
生涯学習部スポーツ課長	伊藤学
教育研究所長	阿部優子
教育情報担当課長	野間俊行
中央図書館長	根本博行
博物館運営課長	横山治久
美術館運営課長	石渡尚

4 傍聴人 0名

## 5 議題及び議事の概要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に三浦委員を指名した。

日程第2「委員長の選任について」は、人事案件のため秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

## ○ 教育長報告

前回の定例会から本日までの報告事項

(永妻教育長)

それでは、平成22年11月20日から本日までの主な所管事項についてご報告いたします。

初めに、「ものづくり教育フェア激励会」についてです。

11月22日に、「第11回全国中学生創造ものづくり教育フェア全国・関東大会出場激励会」を横須賀市役所にて開催いたしました。これは、3年前から行っているもので、中学校技術・家庭科の授業で学習した成果を発表し合い、お互いの技術を交流する機会となる「ものづくりフェア」の関東、全国大会に出場する生徒の激励をする会でございます。

関東・全国大会へと参加する鷹取、浦賀、上の台、長井の4中学校15名の生徒が、それぞれ出場する各部門、「生徒作品コンクール」「豊かな生活を創るアイデアバッグ」「あなたのためのおべんとうコンクール」「創造アイデアロボットコンテスト」「パソコン入力コンクール」などのデモンストレーションやプレゼンテーションを行いました。

作成した作品への思いや、ロボット操作の工夫点などとともに、これからの大会に向けての決意を表明する、生徒たちの堂々とした姿を見ることができました。

続きまして、中学生の「税についての作文」授賞式についてです。

11月24日に全国納税貯蓄組合総連合と国税庁の共催による、中学生の「税についての作文」の授賞式が同じく横須賀市役所にて行われました。横須賀市・三浦市の中学生から1,520編もの意欲的な作品が寄せられ、東京国税局管内納税貯蓄組合連合会優秀賞、横須賀市長賞など、全部で11賞、23名の中学生が表彰されました。

当日は、授賞者が一堂に会し、少し緊張しながらも、喜びにあふれた中学生

たちの姿が印象的でした。いずれの作品も、租税についての明確な考えと、中学生としての率直な提案が綴られた素晴らしい作品でございました。

本市中学生の日頃からの努力がこのような形で結実し、様々な場面で活躍していることを大変喜ばしく思いますと同時に、教育委員会といたしましても、教育の充実に向けて更なる支援を行ってまいりたいと考えております。

私からの報告は以上でございます。

(質問なし)

日程第1 議案第47号『教育長の臨時代理による事務の承認について（教育職員手当等支給規則中改正）』

委員長 議題とすることを宣言

(教職員課長)

それでは、議案第47号「教育長の臨時代理による事務の承認について（教育職員手当等支給規則中改正）」をご説明いたします。

前回の11月教育委員会定例会におきまして、報告事項(2)、「教育職員手当等支給規則改正に伴う教育長の臨時代理による事務の承認について」としてご報告させていただきました件につきましてのものでございます。

前回の11月の教育委員会定例会の議案第42号で提出させていただきました「市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例中改正議案の提出について」をご承認いただきました後に、11月29日の市議会臨時会に議案として提出し、この議案が可決されました場合、「教育職員手当等支給規則」を12月1日から施行するために、12月の教育委員会定例会では間に合わないため、「教育長の臨時代理による事務の承認」により、規則改正を行わせていただくことを報告させていただきました。

そして、報告させていただきましたとおり、議案が可決されましたので「教育長の臨時代理による事務」を行わせていただいたことを改めて議案としてご承認いただくものであります。

続きまして、規則改正の内容についてご説明させていただきます。

改正いたしましたのは、「教育職員手当等支給規則」第6条並びに別表第2及び別表第3であります。

議案書の1ページをご覧ください。まず、「教育職員手当等支給規則」第6条についてですが、「市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の

任期付教育職員の給与等に関する条例」の改正に伴い、教職調整額の支給を受けない教育職員の給料月額に加える額を改正するものであります。

「市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等特別措置条例」第3条において、教育職員の職務の級が1級又は2級である者に給料月額の4%の教職調整額を支給することとしておりますが、同第5条第1項及び第2項において、3級に昇格した者が昇格前に受けていた給料月額及び教職調整額の合計を下回ることがないように定めております。

この加算額を、通常7,500円と定めておりますが、その差額が当該加算額を上回る場合に号給に対応する加算額を定めております。

今回の給与改定で額を改正したことに伴い、この加算額を改正するものであります。

続きまして1ページから12ページをご覧ください。同規則の別表第2及び別表第3、義務教育等教員特別手当についてでございますが、これは神奈川県に準拠しており、県は義務教育費国庫負担金が2.2%から1.5%に引き下げられることに伴い、改定を実施するものであります。

これに伴い、本市におきましても同様の改定を実施するものであり、教育職員及び市立中学校の任期付教育職員の手当額を規定した表を改正したものであります。

なお、施行日は「教育職員手当等支給規則」第6条が平成22年12月1日、別表第2及び別表第3は平成23年4月1日としております。

以上で説明を終えさせていただきます。

質問・討論なく、採決の結果、議案第47号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

委員長 報告事項を一括して聴取することを宣言

報告事項（1）『平成22年度新指定重要文化財の諮問について』

報告事項（2）『平成22年度文化財保護周知啓発事業について』

（生涯学習課長）

それでは、お手元の資料に沿って御報告させていただきます。

初めに、報告事項（1）『平成22年度新指定重要文化財の諮問について』でございます。別紙ということで諮問書を付けさせていただいておりますので、後ほどご覧いただければと思いますが、11月26日に文化財専門審議会を開催し、

諮問いたしました。今回諮問いたしました文化財は3点でございます。1つ目と2つ目はいずれも衣笠栄町にございます大明寺にあります木造の有形文化財彫刻でございます。「伝日栄上人坐像」と「伝日静上人坐像」でございます。

まず、「伝日栄上人坐像」でございますが、この日栄上人は、概要の5行目に書いておりますように、大明寺の実質の創始者でございます。2点目の日静上人はお弟子さんでございます。日静上人は概要にございますように、鎌倉の本国寺から上京いたしまして、京都に本国寺を移建し大寺院に発展させた方でございます。いずれも、概要の最後の段落にありますように、脚部の裏に造建と補修に関する墨書があるということで、室町時代、15世紀半ばの在銘肖像彫刻として非常に重要な物だと考えております。

3点目が、有形文化財歴史資料でございます「會津藩士とその家族の墓碑」3カ所28基でございます。所在地は走水にあります圓照寺6基、鴨居にあります西徳寺に11基、同じく能満寺に11基でございます。概要に記載のとおり、江戸時代の後期、江戸湾防備の海防策のために1810年から10年間、會津藩士とそのご家族が横須賀に赴任されました。そのまま横須賀でお亡くなりになった方々の墓碑が市内に4カ所、51基ございます。そのうち腰越墓地は私有地として市指定史跡に指定しております。残りの3カ所について、今回諮問させていただくものでございまして、これらの墓碑は海防対策に関する資料であると同時に、郷土の歴史の一端を学ぶ実物の資料として重要であると考えております。

この3点につきましては、平成23年1月に答申をいただきたいと考えておりました。現在、審議会の先生方にご検討いただいているところでございます。

報告事項の2点目、『平成22年度文化財保護周知啓発事業について』ですが、この報告につきましては、9月の教育委員会で啓発事業を行う前に報告をしたものの結果の報告でございます。

1点目としまして、「第39回神奈川県文化財保護ポスター選考結果および市内応募作品展」でございます。対象は2行目にございますように、県内の中学生で2つの部門で審査が行われました。市内中学生の応募点数は6校51件でしたが、選考の結果、「私たちの文化財」という部門で1点が入賞いたしました。浦賀中学校の生徒さんです。なお、横須賀市の生徒さんが応募している作品につきましては、市役所1階の展示コーナーで1月に展示したいと考えております。

2点目が「近代化遺産見学会」でございます。10月26日に横浜の近代遺跡ということで、見学先に記載のとおり、横浜製鉄所跡等の見学会を開催いたしました。25名のご参加をいただきました。

3点目が「重要文化財・史跡見学会」でございます。11月1日、伊豆菰山の運慶仏等の見学会を開催いたしまして、44名の参加がありました。

4点目の「文化財速報展」につきましては、記載の場所、日時で過去5年間に指定をしました重要文化財を写真と解説パネルで紹介する予定です。

裏面をご覧くださいまして、5点目が「よこすかの民俗芸能公開ミニイベント」でございます。この事業は民俗芸能の周知と後継者育成を目的に、横須賀市民俗芸能保存協会と協同で行っているものでございます。11月21日に総合高校SEAホールにおきまして、記載の3団体による芸能の披露がございまして、180名の方にお出でいただいております。

以上、2件についてご報告申し上げます。よろしく願いいたします。

(森武委員)

基本的なことなのですが、市の指定で文化財となった場合に、例えば管理面ですとか、指定される前とされた後でどのような違いがあるのか教えていただければと思うのですが。

(生涯学習課長)

指定された場合、やはりお持ちの方には保存をしていただく義務が生じますので、例えば墓石等につきましては勝手に移動ができないですとか、あくまでもお願いではありますが、そういうお願いをすることになります。今回のケースでは、指定される場合もされない場合も保存に対する支援差というものは実質的にないのですから、指定された方のご厚意によって、お願いして、という違いがあります。

(理事者報告)

(総務課長)

それでは、「その他」として、「動産返還等請求事件について」の状況について、ご報告申し上げます。お手元に配布させていただいております資料に沿って、ご報告させていただきます。

12月3日に、直近の動きがありましたので、事前に報告事項として日程にのせることなく、「その他」としてご報告申し上げることを、お許しください。また、8日に開催されました平成22年第4回市議会定例会の教育経済常任委員会で、同様の内容を報告済でございます。

それでは、資料の1ページをご覧ください。平成22年7月26日付けで、故谷内六郎氏ご遺族を原告とし、横須賀市を被告とする動産返還等請求事件につい

て、同9月29日の第1回口頭弁論以降、2回の弁論準備手続きが開催されましたので、その経緯について、ここにご報告させていただきます。

初めに、提訴にかかる「請求の趣旨」でございますが、資料1ページ上段の、「1 提訴について」のうち、中ほどの(7)の「イ 請求の趣旨」にありますように、

- (ア) 作品等の返還請求
- (イ) 作品等の返還報告及び遺族に対する謝罪文の掲載
- (ウ) 訴訟費用の被告負担

となっております。

また、請求の原因ですが、その下の(7)のウにありますように、

- (ア) 作品の贈与は負担付贈与契約であり、覚書は被告（横須賀市）が負うべき義務の内容を確定させたものであるにもかかわらず、事前に何ら説明のない中、記者会見において報酬打ち切りが発表された。また、平成22年3月31日を以って、アドバイザー委嘱が終了し、被告により、覚書第2条は一方的に破棄された。

- (イ) 美術館問題をめぐる市会での質疑において、原告等に対する個人攻撃、誹謗中傷に終始している感が否めなく、適切な対応をしてこなかった。

などとなっております。

続きまして、2の「第1回口頭弁論」についてですが、平成22年9月29日（水）午前10時より、横浜地方裁判所第503号法廷で開かれました。内容は、訴状に対する被告側（横須賀市）の答弁書提出であります。（4）の「被告側答弁書」の概要ですが、アの「請求の趣旨に対する答弁」として、

- (ア) 原告の請求をいずれも棄却する
- (イ) 訴訟費用は原告の負担とする

とし、イの「請求の原因に対する被告側答弁」として、

- (ア) 覚書の内容は、贈与を受けた作品の管理、運用に関するものであって、贈与との関係が反対給付的な意味を持つものではなく、贈与は負担付贈与契約ではない。

恐れ入りますが、裏面の2ページに移りまして、

- (イ) 被告は、市議会その他の場に於て、アドバイザー報酬は寄贈作品に対する対価でなく、作品に対する知識の提供、労務、アドバイス等に対する報酬として、一部の批判に対しても適切に対処してきた。

としております。

続きまして、3の「第1回弁論準備手続き」についてですが、平成22年10月29日（金）午後2時より、横浜地方裁判所第806号法廷で開かれました。内容は、被告側の答弁書に対する原告側反論及び被告側から原告に求釈明の申し

立てを行ったものであります。

続きまして、4の「第2回弁論準備手続き」についてですが、平成22年12月3日（金）午後2時より、横浜地方裁判所第806号法廷で開かれました。内容は、原告側が、被告側の求釈明の申し立てへの回答を行ったものであります。

最後に、5に記載しております「第3回弁論準備手続き」が平成23年1月28日（金）午前11時より、横浜地方裁判所で開かれる予定であります。

なお、第1回口頭弁論以降、弁論準備手続きは、裁判所の指示に基づき開催されており、弁論準備手続きは原則非公開となっております。

以上で、「動産返還等請求事件について」のご報告を終わります。

（三塚委員）

市側から出席している方は、どのような方がいるのか教えていただきたいのですが。

（総務課長）

市側は被告となりますが、被告代理人である弁護士2名、関係者として美術館運営課長と私が参加しております。

（委員質問 なし）

日程第2「委員長の選任について」は、人事案件のため秘密会とすることを宣言。関係理事者以外の退席を求めた。

## 6 閉会及び散会の時刻

平成22年12月10日（金） 午前9時58分

横須賀市教育委員会

委員長 齋藤道子